

令和2年3月26日

保護者の皆さまへ

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

新学期の区立幼稚園・区立小中学校の授業等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした全国的な取組みの一環として、区立小中学校を臨時休業といたしました。区教育委員会では、新学期の対応について検討を重ねてまいりましたが、3月25日の東京都における感染者数の増加の発表などを踏まえ、入園式・入学式・始業式については、下記のとおり実施させていただくことを決定し、一方、授業等の再開については、今しばらく状況を見守ることといたしました。

保護者の皆さまには、多大なご負担やご心配をおかけしておりますが。引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については予断を許さない状況が続いています。保護者の皆さまには、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に特段のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 区立幼稚園の入園式及び区立小中学校の入学式について

参加者を制限するなど一定の感染症予防対策を講じたうえで、予定の日程により実施します。なお、新入生の保護者の方には、区ホームページや学校ホームページ等でお知らせするほか、式典の案内状を郵送により送付します。

2 始業式について

(1) 区立小中学校の始業式は、令和2年4月6日（月）に、校庭又は校内放送を用いて教室において実施いたします。

(2) 区立幼稚園の始業式は、令和2年4月10日（金）に実施いたします。

3 新学期における授業等の再開について

新学期における授業等の再開については、引き続き検討させていただき、緊急連絡メールや学校ホームページ等を通じて改めてご案内いたします。

4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のお願い

新型コロナウイルス感染症は、依然として予断を許さない状況にあります。

保護者の皆さまには、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に特段のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

(1) 学校への登校について

当面の間、毎朝、ご家庭で「検温」と「風邪症状」の確認をお願いします。

発熱など風邪の症状が見られる場合は、学校は休ませ、自宅で休養させてください。

【重症化するリスクが高いお子さんについて】

医療的ケアが日常的に必要な方のうち、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用されている場合は、重症化リスクが高いとされています。医療的ケアが日常的に必要なお子さんについては、主治医の先生や学校医、医療的ケア指導医に、学校への登校についてあらかじめご相談いただき、その結果を学校に情報提供いただくようお願いいたします。

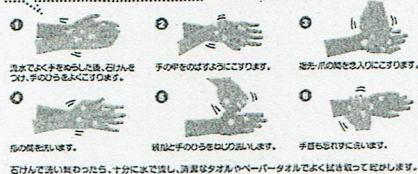
糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患のあるお子さんや、透析を受けているお子さん、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いているお子さんは、重症化のリスクが高いとされています。主治医の先生や学校医に、学校への登校についてあらかじめご相談いただき、その結果を学校に情報提供いただくようお願いいたします。

(2) 感染症の拡大防止に向けた協力のお願い

① お子さんに、手洗い・咳エチケットをご指導ください。

正しい手の洗い方

・爪は短く切ってください
・肘や袖口は外しておきましょう



3つの咳エチケット

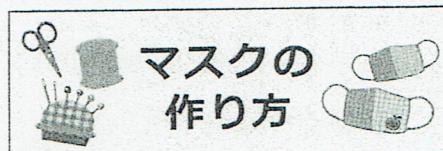
電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



(出典：令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）（文部科学省）を加工して使用）

② 飛沫を飛ばさないという観点から、お子さんに、マスクの着用についてご指導ください。なお、現在、マスクの流通が少なくなっている状況を踏まえ、手作りマスクの作成などもご検討いただければと思います。

（手作りマスクの作成方法については、「子どもの学び応援サイト」等を参考としてください）



(出典：文部科学省ホームページ (<https://www.mext.go.jp/>))

③ 「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話や発声」の3つの要素が重なることが集団感染のリスクを高めるとされています。これらの状況を避けるため、お子さんに「人混みには可能な限り行かないこと」などをご指導ください。

④ 十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事が免疫力を高めます。お子さんの抵抗力を高めるためにもご協力をお願いします。

(3) 海外へ行かれた場合・これから行かれる場合について

次のいずれかに該当する場合は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていただき、健康状態に問題がない場合に限り登校が可能となります。

- ① 帰国した日から起算して14日以内に「検疫強化対象地域」の滞在歴がある場合
- ② 帰国した日から起算して14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」の滞在歴がある場合

※ 滞在した日の時点で検疫強化対象地域等となっていない場合は、この基準は適用されません。

※ 検疫強化対象地域等については、状況に応じて更新されます。

(4) スクールカウンセラー

心が不安定になるなど、お子さんに心配なことがありましたら、学校のスクールカウンセラーにお気軽にご相談ください。

(5) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

新型コロナウイルス感染症に感染していることや、濃厚接触者となっていること、感染が拡大している地域に住んでいたたり滞在していたことなどを理由に、差別をしたり、偏見の目で見たり、悪口を言ったり、仲間はずれにしたり、SNSで相手を傷つけるようなことを発信したりすることのないよう、保護者の方は、このような行為が断じて許されない行為であることをお子さんとあらかじめよく話をしていただき、しっかりとご指導いただくようお願いいたします。

※ (1)～(3)の詳細については、文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」をご覧ください。

【問い合わせ先】

各学校・園	副校長・副園長	
幼稚園	幼児教育・保育推進担当課	5432-2714
小・中学校	教育指導課	5432-2703

令和2年3月26日

保護者の皆さまへ

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

区立幼稚園入園式・区立小中学校入学式のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした全国的な取組みの一環として、区立小中学校を臨時休業といたしました。区教育委員会では、新学期の対応について検討を重ねてまいりましたが、3月25日の東京都における感染者数の増加の発表などを踏まえ、入園式・入学式・始業式については、下記のとおり実施させていただくことを決定し、一方、授業等の再開については、今しばらく状況を見守ることといたしました。

保護者の皆さまには、多大なご負担やご心配をおかけしておりますが、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については予断を許さない状況が続いています。保護者の皆さまには、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に特段のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 入園式・入学式の日程

① 区立幼稚園	令和2年4月10日（金）
② 区立小学校	令和2年4月6日（月）
③ 区立中学校	令和2年4月7日（火）
④ 区立中学校 夜間学級	令和2年4月6日（月）

※ 集合時間等については、別添の一覧表をご覧ください。

2 感染リスクを低くするための対策の基本的な考え方

- (1) 接触の機会を極力減らすことに努め、参加人数は最小限とする。
- (2) 飛沫感染のリスクを減じるため、内容を厳選のうえ、実施時間を極力短縮する。
- (3) 会場等の衛生環境について、最大限の配慮を行う。

3 参列者

ア 新入生	① 全員を対象とします。ただし、 <u>発熱等の風邪の症状が見られる場合や新型コロナウイルス感染症の罹患者の濃厚接触者となっている場合については、参加をご遠慮ください。</u>
	② マスクがある場合は着用して出席させるようにしてください。ない場合は、咳エチケットをご指導ください。

イ 保護者	① <u>式典会場にお入りいただく方は、各世帯1名以内とさせていただきます</u>（小さいお子さんの同伴もご遠慮ください）。なお、写真撮影などのために式典に参加される保護者の方以外の方が校庭や校門付近などに入っていただくことは可能です。 保護者の方についても、<u>発熱等の風邪の症状が見られる場合や新型コロナウイルス感染症の罹患者の濃厚接触者となっている場合については、敷地内への立入をご遠慮ください</u>。 ② マスクがある場合は着用してご参加ください。ない場合は、咳エチケットにご配慮ください。
ウ 教職員等	入園式・入学式の挙行に必要な最小限の人数とさせていただきます。
エ 来賓	来賓（議員、学校運営委員、町会長、民生委員など地域の方や校医やPTA役員など学校関係者の方など）は出席いただかない形となります。

4 入園式・入学式に参加いただかない場合について

お子さんが入園式・入学式に参加いただかない場合、必ず各学校に連絡をお願いします。なお、入園式・入学式に参加いただかない場合についても、「欠席」扱いとはなりません。

5 新学期における授業等の再開について

新学期における授業等の再開については、引き続き検討させていただき、緊急連絡メールや学校ホームページ等を通じて改めてご案内いたします。

6 学校・園からの今後の連絡事項について

今後、感染症のまん延など状況に変化が見られた場合などについては、入園式・入学式の開催を中止又は変更させていただく場合があります。

学校・園からお伝えする情報については、各学校のホームページや緊急連絡メールでお伝えしたいと考えております。

については、緊急連絡メールの登録をご案内させていただきますので、ご検討いただきますようお願いいたします。また、インターネット環境を使うことが難しいような場合については、各学校・園に電話等にてご相談ください。

緊急連絡メールの登録方法のご案内

- ① 各学校・園ごとに登録いただく形となります。
- ② 登録方法の詳細は、別紙「緊急連絡メールシステムのご案内をご覧ください。
- ③ **新入生については、4月2日から登録が可能となります。**

7 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のお願い

新型コロナウイルス感染症は、依然として予断を許さない状況にあります。

保護者の皆さまには、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に特段のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

(1) 学校への登校について

当面の間、毎朝、ご家庭で「検温」と「風邪症状」の確認をお願いします。

発熱など風邪の症状が見られる場合は、学校は休ませ、自宅で休養させてください。

【重症化するリスクが高いお子さんについて】

医療的ケアが日常的に必要な方のうち、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用されている場合は、重症化リスクが高いとされています。医療的ケアが日常的に必要なお子さんについては、主治医の先生や学校医、医療的ケア指導医に、学校への登校についてあらかじめご相談いただき、その結果を学校に情報提供いただくようお願いいたします。

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患のあるお子さんや、透析を受けているお子さん、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いているお子さんは、重症化のリスクが高いとされています。主治医の先生や学校医に、学校への登校についてあらかじめご相談いただき、その結果を学校に情報提供いただくようお願いいたします。

(2) 感染症の拡大防止に向けた協力をお願い

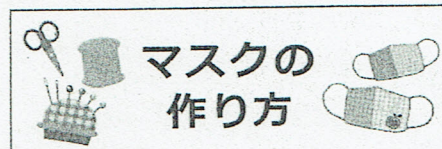
① お子さんに、手洗い・咳エチケットをご指導ください。



(出典：令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）（文部科学省）を加工して使用）

② 飛沫を飛ばさないという観点から、お子さんに、マスクの着用についてご指導ください。なお、現在、マスクの流通が少なくなっている状況を踏まえ、手作りマスクの作成などもご検討いただければと思います。

(手作りマスクの作成方法については、「子どもの学び応援サイト」等を参考としてください)



(出典：文部科学省ホームページ (<https://www.mext.go.jp/>))

③ 「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話や発声」の3つの要素が重なることが集団感染のリスクを高めるとされています。これらの状況を避けるため、お子さんに「人混みには可能な限り行かないこと」などをご指導ください。

④ 十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事が免疫力を高めます。お子さんの抵抗力を高めるためにもご協力をお願いします。

(3) 海外へ行かれた場合・これから行かれる場合について

次のいずれかに該当する場合は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていただき、健康状態に問題がない場合に限り登校が可能となります。

- ① 帰国した日から起算して14日以内に「検疫強化対象地域」の滞在歴がある場合
- ② 帰国した日から起算して14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」の滞在歴がある場合

※ 滞在した日の時点で検疫強化対象地域等となっていない場合は、この基準は適用されません。

※ 検疫強化対象地域等については、状況に応じて更新されます。

(4) スクールカウンセラー

心が不安定になるなど、お子さんに心配なことがありましたら、学校のスクールカウンセラーにお気軽にご相談ください。

(5) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

新型コロナウイルス感染症に感染していることや、濃厚接触者となっていること、感染が拡大している地域に住んでいたたり滞在していたことなどを理由に、差別をしたり、偏見の目で見たり、悪口を言ったり、仲間はずれにしたり、SNSで相手を傷つけるようなことを発信したりすることのないよう、保護者の方は、このような行為が断じて許されない行為であることをお子さんとあらかじめよく話をしていただき、しっかりとご指導いただくようお願いいたします。

※ (1)～(3)の詳細については、文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」をご覧ください。

【問い合わせ先】

各学校・園	副校長・副園長	
幼稚園	幼児教育・保育推進担当課	5432-2714
小・中学校	教育指導課	5432-2703